

2021 年度

事業計画書

## ＜法人理念＞

「自分らしく 今を生きる」

人は誰しも自分らしく生きたいと願っている。

体が不自由になっても、何らかの障害をうけても差別・偏見をされることなく、自分の思いの生活を送りたいと望んでいるはずである。

この望んでいる生活をどのようにしたら送っていけるかを常に考え、法人の運営に取り組んでまいりたい。

## ＜施設理念＞

- 一、「自分が入居者だったら…」ということを常に考えて支援していきます。
- 一、「入居者の暮らしの場である」との意識で支援していきます。
- 一、「ここで生活して本当によかった」と思ってもらえるよう支援していきます。

## ＜心得・行動姿勢＞

さ・・・さわやかな行動

し・・・親切な行動

す・・・スピーディーな行動

せ・・・誠実な行動

そ・・・率先垂範な行動

## 事業計画書

- 特別養護老人ホーム雅荘 入所（70床）
- 短期入所生活介護（10床）
- 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア指定居宅介護支援事業所
- 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア指定訪問介護事業所
- つくばみらい市地域包括支援センターの運営にかかる事業（受託事業）

### 1. 基本方針

施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が継続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、日常生活を営むことを支援し目指すものとします。

### 2. 本年度の施設目標

雅荘を開設して9年が経過し、入居者やご家族からの良い評価を頂けるようになりました。この9年で培ってきた運営方針と、法人理念、施設理念、介護、看護を大切にしながら私たちは、ご入居者一人ひとりが、尊厳をもって、その人らしい自立した生活を送ることができるように、心と身体のケアを大切に、笑顔あふれる家庭的な施設を目指します。尚より良いユニットケアを目指して行くため、協力ユニット間の連携強化を進めていきます。常勤、パート問わず、所属ユニットに7～9割、協力ユニットに1～3割入るようにシフトを作成して行きます。又、職員の知識や技術の習得を目指しケアの向上に繋げていくことを目標とします。

#### **【科学的介護情報システム LIFE ライフの活用の取り組み】**

「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用について令和3年度介護報酬改定において、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、LIFE を用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用による、PDCA サイクル Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）・ケアの質の向上を図る取組を推進することとなりました。

つきましては、LIFE を用いた厚生労働省へのデータ提出等が要件となる加算、科学的介護推進加算を始めとし、LIFE の活用等が要件に含まれる加算が設けられましたので、活用できるよう努めます。

#### **【健康管理の取り組み】**

協力病院や医師との連携を図りながら、看護職員と介護職員が連携し、日常的な健康管理や運動、生活動作等の維持向上に努め、安心して生活できるようにして行きます。

また、感染症について、マニュアルの徹底や見直しを随時行うことで予防に努め、発生時には臨時に委員会を開催し、感染拡大防止に努めます。

### 【口腔ケアの取り組み】

協力歯科医院や歯科衛生士と連携を図りながら、入居者の口腔の清潔保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行い、一人ひとりに合ったケアの仕方を職員全員で共有し、口腔内を清潔に保つことで、肺炎予防と同時に口腔機能を維持し、入居者様がいつまでも美味しく経口での食事摂取が出来るよう努めます。

### 【栄養管理の取り組み】

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行います。

食事は楽しみの一つであり、個別ケアの大切さが求められるため、栄養マネジメント実施により心身ともに健康的な栄養管理に努めます。セレクトメニューによる補食の提供や、食事の雰囲気作りやメニューを工夫し、個々の嗜好を加味した幅広い食事提供を行います。ユニットでのお菓子作りや簡単な調理等を行いながら、作る楽しみや食べる楽しみを提供していきます。また、入居者一人一人に合った栄養ケア計画を作成し、他職種とともに協力して入居者の栄養改善に取り組めます。低栄養の利用者には栄養補助食品のみに頼らず、各個人の嗜好を考慮し、柔軟に対応して行きます。

### 【感染症対策の取り組み】

施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、感染が広がりやすい状況にあることを認識し、感染症・食中毒を予防する体制を整備します。

職員が感染することで、適切な人員配置やサービスの提供が困難になることから、日頃より体調管理に努めます。感染対策委員会の委員が中心となり、日頃より温度・湿度を適切に保つ事や、次亜塩素酸ナトリウムを使用しての清掃を行なうなどの対策を実施すると共に、発生時には看護職員が中心となり、マニュアルに沿った迅速で適切な対応に努めます。

職員教育として、少なくとも年2回感染予防に関する施設内研修等を開催し、感染に対する知識と対処方法の習得を図ります。

### 「新型コロナウイルス」感染症対策の取り組み

現在、新型コロナウイルスの感染拡大が不安視されている社会情勢を踏まえ、高齢者施設として、今後の状況を見据えて、ご家族及び外部の面会中止、行事等の延期等の対策を実情に応じ講じて行きます。今後、状況の変化や行政からの指示・要請等があれば、指示内容に踏まえた対策を講じます。

- ・ 予防対策として手指消毒の徹底、手すりの消毒実施
- ・ マスク着用、職員出勤時、手洗いとうがい、消毒、検温徹底
- ・ 職員健康管理票、行動履歴記録票の記載（必要期間実施）
- ・ 感染拡大予防（蔓延防止対策・早期発見）のため職員定期抗原検査実施（必要期間実施）
- ・ 面会制限、面会お断りし入居者への感染を防ぐ取組を行う。窓越し面会対応。
- ・ 高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係るワクチン予防接種

### 【事故防止の取り組み】

事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進する観点から、事故報告様式の作成・周知、安全対策担当者の設置等が運営基準として義務付けられます。

これに伴い、組織的に安全対策体制を実施する体制を整備します。

個々の入居者の行動を把握し、日常の生活においてヒヤリとしたハツとしたことについて、各職員から記録に残していただき、又事故が発生した場合についても、状況報告書を提出していただきユニット会議にて、原因の究明や対処した事柄等を報告・検討し、事故を少しでも未然に防ぐ・事故を少しでも減らせるよう対策を考え何が事故、アクシデントに結び付くのか情報の共有をはかるとともに、事故防止検討委員会が中心となり、事故再発防止対策の検討及び、研修等による職員の意識向上と環境整備を行います。重大な事故が発生した場合は、入居者の生命を第一に考えて迅速に行動し、事故報告書の提出と事故原因を究明し、再発防止に努めます。

### 【身体拘束ゼロの取り組み】

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、入居者の生活の質（QOL）を根本から損なう危険性を有しています。身体拘束によって、身体機能が低下し寝たきりにつながる恐れがあることや意欲低下、また拘束を外そうとしての重大事故が起こる可能性を踏まえ、マニュアルに沿った取り組みを行い、身体拘束ゼロを維持するよう努めます。

しかし、緊急やむを得ず一時的に入居者の生命の危機・身体を傷つける恐れがある場合等身体を拘束する場合については、本人・家族に十分な説明後、家族の同意のもと期間を定め行うものとしします。

### 【防災対策の取り組み】

防災対策に必要な物品の購入を順次行ってきましたが、引き続きそろえていきます。

また、ライフラインが止まった際にも安心して生活して頂けるように、自家発電等の整備を行うとともに、通常の給食提供が出来なくなった事を想定し、災害時用備蓄品、非常食等の準備もしていきます。また、火災等の災害に備えて「自衛消防計画」に基づき、年2回の消防訓練を実施します。

### 【人材確保・育成の取り組み】

介護福祉施設では（人間の労働力・人的資源）マンパワーが必要不可欠である事や、入居者へのきめ細かいサービスを提供するため、人材の確保・育成が必要です。職員一人ひとりが必要な知識・技術を習得出来るよう、施設外の研修に参加する機会を提供し、高齢者介護の専門職としての資質の向上に努めるとともに、職員のモチベーションを低下させないよう、精神面のフォローも行っていきます。

施設内研修では、職員自らが研修の立案・企画・開催に係わる事で、学習意欲の向上に繋がっていきます。新人職員の早期離職を防ぐ為、技術面・精神面も含めた育成を行っていきます。また、人材確保として、職員からの友人、知人で働きたい方がいたら紹介をしていただき積極的に受け入れて人材確保に繋げて行きます。

法人規程により、職員人材確保紹介料を支給しております。

### **【認知症介護基礎研修の受講についての支援】**

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、指定介護老人福祉施設の介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました。

新卒採用・中途採用を問わず、施設が新たに採用した職員の受講についても1年の猶予期間を設けられております。採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとされております。

令和6年3月31日までの間は努力義務とされ、3年の経過措置期間を設けられております。この事を踏まえ、必要な支援を講じるものいたします。

### **【介護職員処遇改善加算】**

2020年度に引き続き、介護処遇改善加算Ⅰを申請し、介護職員の給与、賞与等に活用し、処遇改善をはかります。介護職員1人ひとりのスキルアップと、入居者へ質の高いサービスの提供を求められている事を十分に理解して、専門職としての意識向上及び技術の向上に努めて行きます。

### **【介護職員等特定処遇改善加算】**

介護職員の職場定着のための取り組みとして、介護職員処遇改善加算等の取り組みが行われました。さらに定着率の向上を目指し、特に現場でリーダー的な役割を担う介護職員の賃金を全産業の平均年収に引き上げるための取り組みとして、介護職員特定処遇改善加算が設けられることとなりました。長く勤めること、キャリアアップすることで、それに見合った賃金を得ることでき、給与面での不安から離職することを防ぐことが目的となっています

介護老人福祉施設 特定処遇改善加算（Ⅰ）2.7%

短期入所生活介護 特定処遇改善加算（Ⅱ）2.3%

### **【看護職員と介護職員の連携による医療的ケアの取り組み】**

介護職員による口腔内のたんの吸引及び胃ろう準備等について

当法人においても一定の要件を満たした介護職員による医療的ケアを行っていきます。

たん吸引等のための外部研修へも積極的に受講を促し、1人でも多くの介護職員が、確実に手技が出来るように看護職員と連携を取りながら技術向上へ繋げて行きます。

### **【看取りケアの取り組み】**

（看取り介護の考え方）

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実して納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめてこれを行なうことです。

『その人らしさ』を大切にし、ご本人の希望・ご家族の希望に出来る限り答えていきながら、ご本人やご家族とコミュニケーションを密にとり、安心した日々、穏やかな日々を送って頂けるように他職種協働で関わりをもっていく中で、「雅荘に入居して良かった」と思っ  
て頂けるよう『寄り添ったケア』を行っていきます。

### **(1) 職員の資質の向上と職場体制の確立**

#### **① ユニットリーダー会議 ・ユニットリーダー研修 ・安全衛生委員会 開催**

職員個人の専門性を高めることはもとより、個々の介護ケースに対して、同一の支援が行えるように、各ユニット間で「報告」・「連絡」・「相談」をしながら介護技術チェックを行います。  
\* 日常業務においての情報は、カンファレンスを通して各職員が共有します。

#### **② ユニット会議 開催**

ユニット及び職場ごとの業務推進をはかり、ユニットの運営、ケアの統一を踏まえ、ユニットリーダーが中心となり、職員同士の連携に努めて行きます。

### **(2) ケアプラン・24 時間シートに基づいた生活支援**

①居室担当者は、入居者様の日常生活行動、健康状態、心理状態、生活全般の日常観察と「気づき」による状態の変化等の把握に努めます。

②ケアプランは居室担当者とケアマネジャー及び関係専門職員が共同で作成し、そのプランに基づき生活支援を行い、当該ユニットの全職員が共有します。

③24 時間シートは日課表をユニットケアの手法を織り交ぜて、個別ケアを取り入れながら日課・意向・好み・自分で出来る事、サポートの必要なことを項目に入れて作成し、今までどんな生活を送っていたのか、入居者がどんなことが好きなのかなどを深く理解していくことが必要になり生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に支援出来るように努めて参ります。

### **(3) 看護**

①入居者様の健康管理及び自立支援

②医師、歯科医と連携して入居者の健康ケアに努める。

③ターミナルケアについて家族の意向にもとづいて他職種や医師等と連携をとりながらできるだけ本人の希望に添えるように支援して行きます。

④看護・介護の質の向上

⑤職員の健康管理

⑥感染症予防対策及びその指導

### **(4) 委員会活動の充実、目的等**

#### **①褥瘡予防委員会の開催**

・入居者に対し良質なサービスを提供する取組のひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備することを目的とします。

## ②感染症対策委員会の開催

- ・衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行い、当施設においても感染症及び食中毒がまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的とします。

## ③ 身体拘束廃止委員会の開催

- ・入居者の自立支援することを目的として、人権擁護の観点から日常生活の質を保障するため「介護の本質」とは何かを全職員で検討し、身体拘束ゼロの介護実践に向けて活動することを目的とします。

## ④事故防止検討委員会の開催

- ・特別養護老人ホーム雅荘における介護・医療事故を防止し、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供する体制を確立し、さらに職員は日常業務において介護・医療の安全と安心を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに、介護・医療事故の発生防止に努めることを目的とします。

## ⑤給食委員会の開催

- ・入居者の栄養改善を目的に、管理栄養士を中心に、看護職員、ユニットリーダー職員が入居者ひとり一人の栄養状態について話し合います。会議で話し合われたことは、すぐに日々の食事に反映され、その後もひとり一人の嗜好や食事量、状態の変化などに対応して行きます。

## ⑥レクリエーション委員会の開催（※令和2年4月よりに名称変更）

- ・入居者・利用者様の日々の生活の中では、起床されてから就寝されるまでの間にたくさんの自由な時間があります。日中の生活をどのように過ごされるかは、その方の今までの生活などによって異なります。他の方と話をされるのがお好きな方、ボランティアでの歌を楽しみに聴かれる方や、カラオケが好きな方や、大好きな芸能人をテレビで観るのが好きな方もおります。一日の暮らしの中で楽しみを持っていただけるように、より充実した生活となるよう、委員会で話し合いをもち提供を行っていきます。

## ⑦入居検討委員会（適宜開催）の開催

- ・入居希望者に施設サービスを受ける必要性、緊急性を勘案した入居決定を円滑に実施できるようにするとともに入居決定過程において透明性、公平性を確保します。

## (5) 理事会・評議会の開催月

- ・6月・11月・3月の開催予定

※定時評議会においては、2週間の間隔を空ける必要があるが、それ以外の評議員会については、1週間の間隔を置くことになります。

## (6) 自立支援農園事業

自立支援農園事業について、農園の環境整備としては、農作物に関しては植える時期を考え暖かくなってから季節の果物等を植えて農園整備をはかります。

入居者、利用者に農園での育てる楽しさ、収穫の喜びを感じて頂きたいと思っております。



## (7) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業計画

心身の状態により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由又は、ご家族の心身の状態の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある方を対象にサービスを提供するものとする。また、ユニット型個室の特性を活かし、利用者にとってなじみの関係となるようにご家族や友人、近隣の方たちが気軽に利用できるようにする。

- ・特養との一体の流れの中で、利用者様の在宅生活に配慮しながら安心かつ安全にお過ごしいただける場所の提供を致します。
- ・定期利用者様の利用日確保はもちろん、緊急時に受け入れができる体制づくりをし、各関係機関と連携をとり地域のための施設を目指します。
- ・日々の健康管理は勿論、転倒怪我に気を付けケアプランに沿ったご利用者本位の接遇に努めます。
- ・ご利用者やご家族と事前に話し合いを行い、サービス利用に対する目的や要望をしっかりと見極め、満足していただけるサービスの提供に努めます。又、関係する介護支援事業所等とも連絡を密にとり、日程調整や施設に対する要望等を細かく把握し、より充実した施設利用ができるようにします。

空床が出た際には、地域居宅事業所への情報提供やグループ施設と調整をはかりながら、出来るだけ空床利用して頂けるように努めて行きます。

## (8) 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア訪問介護事業計画

社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア訪問介護事業所（第二種社会福祉事業）

（平成 29 年 8 月開始）老人居宅介護事業（訪問介護事業）

要介護・要支援状態になった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じた自立した日常生活を営む事ができるよう、ケアプランを基に入浴、排泄、食事の介助、その他生活全般において援助を行います。

- ・サービスは、居宅サービス計画書を基に個別に作成した訪問介護・訪問介護予防計画書に基づいて行います。
- ・利用者様の自立支援を目標に、訪問介護員一人一人が技術の向上をめざします。
- ・高齢者の皆さんが安心して在宅生活を継続できるよう、関連機関との連携を図りながら地域に密着したサービスの提供を心がけます。

## (9) 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア居宅介護支援事業計画

社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア居宅介護支援事業所（公益を目的とする事業）

（平成 29 年 8 月開始）居宅介護支援事業

介護保険を利用するためには、いろいろな手続きが必要です。家庭で介護を必要とする方々が、安心して生活ができるように介護支援専門員（ケアマネジャー）がご自宅などを訪問し支援します。

利用者の心身の状況、その場に置かれている環境に応じ、常にサービスを提供される側の立場や気持ちを配慮し、サービスを提供して行きます。

介護支援専門員として、技術の向上と専門的知識の向上を目指します。

（1）ケアマネジメントを実施する。

居宅介護支援において法令を遵守し基準に則した運営を行いながら、介護保険が目指す高齢者の尊厳を保持し自立支援を促します。

## ○在宅生活の支援

- ・利用者及びその家族に対して十分な聞き取りを実施し適切なアセスメントを行い利用者のニーズを把握します。
- ・アセスメントを基にケアプランを作成し担当者会議・モニタリング・評価・再アセスメントなどの一連の支援経過においてその都度利用者や家族の同意を得てより良い在宅生活を送ることが出来るように支援を行います。
- ・利用者が可能な限りその在宅生活において、個々の能力に応じ自立した生活を営むことが出来るように自立支援と重度化予防の視点を持ったケアマネジメントを行います。
- ・介護給付の適正利用に努めたケアプラン作成を実施し、利用者にも制度の変化した状況を説明し、必要な援助の在り方について利用者と共に考えて参ります。
- ・地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に参加し社会資源などの地域の情報の収集に努め、インフォーマルな社会資源を活用し在宅生活における支援を行います。
- ・各市町村の「電子連絡帳システム」を利用して、情報を多職種間で共有します。

## ○医療との役割分担と連携

- ・医療ニーズの高い高齢者に対して、医療・介護の切れ目なく提供する観点から、医療と介護の役割分担を明確化し、連携を強化する必要があることから、医療系サービスへの対応強化、入退院時における医療機関と介護サービス事業所との連携促進に努めます。

(2) 特定事業所加算の算定事業所として質の高いケアマネジメントを行なうよう努めます。

- ・週1回の定期的な居宅会議を開催し資質の向上を図ります。
- ・過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策を行います。
- ・地域における事業者や活用できる社会資源の状況把握を行います。
- ・保健医療及び福祉に関する諸制度を学び、ケアマネジメントに関する技術を習得します。
- ・利用者からの苦情があった場合は、即時にその改善方針の検討を実施します。
- ・支援の方向性など各職員間で話し合える相談しやすい環境を整えます。
- ・他事業所との『横の繋がり』を広げ情報を収集し、実践に繋げて行きます。
- ・24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しています。
- ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供しています。

(3) 各市町村から委託される介護認定調査を実施していきます。

(4) 職員同士・他部署・各事業所間での連携強化

## ○ケアマネジャー間での連携強化

- ・事業所内で週1回の会議を実施しケースについて一人で悩み考えるのではなく、事業所全体で問題の解決方法を探って行きます。

## ○地域包括支援センターとの連携強化

- ・困難事例に関しては併設の地域包括支援センターにその都度相談し、連携して解決して行きます。

## ○他事業所との連携強化

- ・ほほえみ会の一員としての自覚を持ち、他部署との連携を行います。
- ・当施設が更に地域の皆様に選ばれる事業所となるように、事業所が窓口となり訪問介護や通所介護への情報提供を行います。

## (10) つくばみらい市地域包括支援センターの運営にかかる事業計画（受託事業）

地域包括支援センターは、高齢者の皆様やその家族、近隣に暮らす方の介護に関する悩みや問題に対応します。また、健康や生活に関する事、福祉や医療に関する事など身近な相談窓口として、高齢者に関するさまざまなご相談に応じています。

高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して暮らしていただけるように、介護、福祉、健康、医療等、さまざまな面から高齢者やその家族を支えています。本人や家族、地域住民、介護支援専門員などから受けた色々な相談ごとを適切な関係機関と連携して解決に努めます。

①つくばみらい市社会福祉協議会の委託を受け、福岡・小張・板橋地区を担当し、相談業務を行っていきます。地域包括支援センター・市役所・医療機関等とより密に連携を図り多くの高齢者が住み慣れた地域で生活が送れるよう支援して行きます。

②つくばみらい市地域包括支援センターの事業予定でもあります、ランチ会議（月1回）。地域ケア会議、症例検討会、権利擁護研修会、認知症徘徊SOSネットワーク模擬訓練、認知症多職種協働研修会、在宅医療・介護連携事業研修会等に積極的に参加をいたします。

## (11) 施設年間行事

①年間を通して誕生会等、入居者のユニット毎に計画し入居者の個々のニーズにあった内容を支援します。

②社会福祉法人ほほえみ会特別養護老人ホーム雅荘 行事計画（令和3年度）。次項参照。

③社会福祉法人ほほえみ会 会議・委員会計画（令和3年度）。次項参照。

④社会福祉法人ほほえみ会 研修会・勉強会計画（令和3年度）。次項参照。

その他全体を通しての行事を下記の通り行う。

月別	行事名	備考
4月	避難訓練	総合訓練等
3月	健康診断	職員（夜勤者のみ）
9月	健康診断	職員
9月	健康診断	入居者
10月	避難訓練	総合訓練

※行事については、各ユニットにて、その都度イベントを企画して実施いたします。

## (12) 備品等リース契約満了により入替計画

部門	物品	リース満了日
特別養護老人ホーム雅荘	介護ソフトウェア（ワイズマン）	2021年11月30日
特別養護老人ホーム雅荘	パソコン・デスクトップ7台（事務所）	2021年11月30日
特別養護老人ホーム雅荘	パソコン・ノート9台（医務・各ユニット）	2021年11月30日
特別養護老人ホーム雅荘	サーバー1台（事務所）	2021年11月30日
特別養護老人ホーム雅荘	複合機1台（事務所）	2021年11月30日

リース契約満了により備品等リース入替計画を検討して行きます。

社会福祉法人ほほえみ会 特別養護老人ホーム雅荘 行事計画（令和3年度）

4月	・三味線演奏会 ・ハーモニカ演奏会 ・音楽レクリエーション
5月	・端午の節句・五月人形飾り
6月	・音楽演奏会
7月	・七夕
8月	・三味線演奏会 ・ハーモニカ演奏会
9月	・運動会
10月	福岡盆踊り保存会による太鼓演奏会
11月	ハーモニカ演奏会
12月	クリスマス会 ・三味線演奏会
1月	お茶会に獅子舞がやってくる
2月	節分・豆まき
3月	ひな人形飾り・ひな祭り

\* 行事の内容については変更する場合があります。

## 社会福祉法人ほほえみ会 会議・委員会計画(令和3年度)

4月	・リーダー会議及び安全衛生委員会 ・レク委員会 ・感染症対策委員会 ・褥瘡予防委員会
5月	・リーダー研修会 ・給食委員会 ・感染症対策委員会 ・事故防止委員会 ・入居検討委員会
6月	・理事会 ・評議員会 ・リーダー会議及び安全衛生委員会 ・事故防止委員会 ・感染症対策委員会 ・身体拘束廃止委員会
7月	・リーダー研修会 ・感染症対策委員会 ・褥瘡予防委員会 ・入居検討委員会 ・感染症対策委員会
8月	・リーダー会議及び安全衛生委員会 ・給食委員会 ・事故防止委員会 ・看取りケア委員会 ・感染症対策委員会
9月	・リーダー研修会 ・感染症対策委員会 ・身体拘束廃止委員会 ・入居検討委員会
10月	・リーダー会議及び安全衛生委員会 ・褥瘡予防委員会 ・感染症対策委員会
11月	・理事会 ・評議員会 ・リーダー研修会 ・給食委員会 ・事故防止委員会 ・入居検討委員会 ・感染症対策委員会
12月	・リーダー会議及び安全衛生委員会 ・感染症対策委員会 ・身体拘束廃止委員会
1月	・リーダー研修会 ・褥瘡委員会 ・入居検討委員会 ・感染症対策委員会
2月	・リーダー会議及び安全衛生委員会 ・給食委員会 ・入居検討委員会 ・事故防止委員会 ・看取りケア委員会 ・レク委員会 ・感染症対策委員会
3月	・理事会 ・評議員会 ・リーダー研修会 ・レク委員会 ・感染症対策委員会 ・身体拘束廃止委員会

\* 会議・委員会の日時については変更する場合があります。

## 社会福祉法人ほほえみ会 研修会・勉強会計画(令和3年度)

4月	認知症ケアについて(全職員)
5月	感染症対策について(全職員)
6月	褥瘡予防について(全職員)
7月	事故防止について(全職員)
8月	身体拘束廃止について(全職員)
9月	ハラスメントについて(全職員)
10月	看取りケアについて(全職員)
11月	口腔ケアについて(全職員)
12月	じょくそう予防について(全職員)
1月	感染症予防について(全職員)
2月	事故防止について(全職員)
3月	身体拘束について(全職員)

\* 研修・勉強会の内容については変更する場合があります。